

第二十八回 参議院法務委員会會議録 第二十五号

(三四〇)

昭和三十三年四月九日(水曜日)午後一時四十四分開会

出席者は左の通り。

委員長 青山 正一君
理事 大川 光三君
一松 定吉君
棚橋 小虎君
宮城タマヨ君

委員

秋山俊一郎君
大谷 繁潤君
小林 英三君
吉野 信次君
辻 武壽君

國務大臣

法務大臣 唐澤 俊樹君
法務政務次官 横川 信夫君
法務省刑事局長 竹内 壽平君
事務局側

常任委員 西村 高兄君
会専門員

本日の會議に付した案件

○参考人の出席要求に関する件

○刑法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○刑事訴訟法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○証人等の被害についての給付に関する法律案(内閣送付、予備審査)

○委員長(青山正一君) 本日の委員会を開会いたします。

第三部

法務委員会會議録第二十五号

昭和三十三年四月九日

【参議院】

本日は、刑法の一部を改正する法律案、刑事訴訟法の一部を改正する法律案、証人等の被害についての給付に関する法律案、三案を議題といたしました。前回は続き、あつせん贈収賄に関する部分につきまして質疑を行いました。なお、この際、皆様に申し上げますが、昨八日の委員会におきまして、刑法の一部を改正する法律案並びに刑事訴訟法の一部を改正する法律案につき、弁護士植松圭太君外三名の参考人の出席要求を決定いたしましたのでございますが、都合により、参考人の数を若干増加することにいたしました。存じますので、両案についての参考人の自後の取扱いについては、委員長及び理事に御一任願いたいと存じますが、さよう御一任願うことに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(青山正一君) 御異議ないものと認めます。

○委員長(青山正一君) それでは、あつせん贈収賄に関する部分について、御質疑のおありの方は、御発言を願います。

なお、法務大臣唐澤さん、竹内刑事局長、お二人がお見えになっております。○大川光三君 前回は続きまして、あつせん贈収賄罪に關しての質問をいたしたいと存じます。

本日は、不正の行為と相当の行為、この点についてまず伺いをいたします。先般の逐条説明によりまして、不正な行為とは、職務上の義務にそむいた積極的・消極的行為、すなわち作為・不作为をいう、こういう御説明を伺いました。そこで、一体職務上の義務にそむくということとは、具体的にどのようなことになるか。たとえば官吏職務規律というものに違背する場合は、ことごとく職務上の義務違反になるのか、あるいは国家公務員法等の法規における服務規定の違背行為をさすのか。そういう点について、少しく掘り下げて、具体的な御説明をいただきました。と思います。

○政府委員(竹内壽平君) 公務員の職務上の義務違反と一般的に申します場合には、国家公務員法に基く各種の義務が規定されておりますが、たとえば、上司の命令に従う義務とか、あるいは秘密を守る義務とか、職務に専念する義務といったような義務が規定されていくわけでございます。それらの義務に反することも、職務上の義務違反ということになるかと思うのでございまして、ここにいわゆる職務上の義務と申しますのは、あつせん贈収賄の行為という、おのずからなる限定がそこにあるわけでございまして、もちろん秘密を守る義務という義務につきましても、たとえば、予定価格を漏らす、これは、公務員として秘密を守らなければならないという義務にも、違背をいたすのでございます。

けれども、同時にまた、予定価格制度というもののから内在する会計法上の義務でもあるわけなんです、そういう場合に秘密を漏らした、秘密を守るという義務に違背するという見方をするか、あるいは会計法上、会計経理担当者に課せられた義務に違背するというふうに見るかという問題がここにあるかと思ひますが、私どもは、用語の上からは、あらゆる義務を含むと言わざるを得ないのでありますけれども、なおかつ、あつせん贈収という何らかの利益を第三者に与えるという、その利益を伴うことに関連のある義務でなければならぬというふうに考えるのでございまして、今の予定価格の問題のような場合には、二つの義務が競合しておるのでございまして、そういう場合には、会計法上課せられた義務に違背するということ意味におきまして、職務上の義務に違背するという解釈をして参りたい、かように考えておる次第でございまして。

○大川光三君 設例について申しますと、上司の命令にそむいて正当なことをやったという場合、あるいは上司の命令に従つて不法なことをやった、こういう場合はどうなんでしょうか。

○政府委員(竹内壽平君) 今日の公務員機構におきまして、上司といへども違法なる命令を下した場合に――下すことはあり得ないわけではございますが、かりに下した場合に、下僚はその違法なる命令に従わなければならない筋合いではないというふうに解せられるのでございまして。上司が全く錯誤からしてそういう命令を下した場合は、これは考えられるわけではございまして、下僚といひましては、もし、それが職務の義務違反になるという場合でありますならば、具体的にはいろいろ具申することになるかと思ひますが、そういうものについては従う義務はないのではなからうか、というふうに考えられるのでございまして。

それからまた、上司が正当な命令を出しておるにもかかわらず、違法なことをやる、これは普通形でございますが、上司が違法な命令を出してそれに従つたという場合には、今申しましたような法理で、それがために犯意を阻却するといふ解釈には至らないのではないかと、いふふうにお考えを願ひたいと存じます。

○大川光三君 現行刑法百九十七条ノ三の、枉法収賄罪の不正の行為とは、法規違反のみに限らず、訓令とか指令とかに基く職務に違背する行為をも含むといふふうに、判例の上ではそう解釈されておりますが、本法案の場合の不正の行為といふのは、これと同様に解していいかどうか。

○政府委員(竹内壽平君) 本法案の不正行為の解釈は、將來裁判所の判断によつてきまってくる事柄でございまして、用語をいたしましては、百九十七条ノ三の枉法収賄の用語をそのまま用いておりますので、おそらくは今まで百九十七條ノ三に關してなされた裁判

所の法律解釈は、本法案の解釈にもそのまま適用されるものと考えられます。また、私どももそのようなふうに期待いたしましてこの法案を立案しておるのでございます。

○大川光三君　そこで、今度はこの不正行為と不当行為、こういう言葉がございまして、不正行為というものと不当行為というものは、どういふところが違ってくるであろうかという点について一つ御所見を伺いたいと思います。

○政府委員(竹内壽平君)　この問題は、一般的にはややともすると混同されて使われるのでございますが、ここに申します不正行為という概念と、それからいわれる不当行為その他の行政法に書いてあります不当行為という概念との間には、少し立場と申しますか、見方と申しますか、少し違った角度から見た二つの概念であろうと思えます。刑法にいわゆる不正行為という場合には、違法行為、実体法に違反する意味においての形式上の法律に違反する違法行為だけではなくして、広く法律規範に違背するという場合をも含むのでございます。そう解釈せざるを得ないことは、刑法の一般理論としてさうに解せられるのでございますが、そういうふうには不正行為というものを理解いたしておるのでござい

ます。もう一つの概念の不当行為というのは、行政法上用いられる場合が多いと思うのでございますが、行政法上の違法あるいは不当という言葉は、違法というものは、すでに学者も論じておりますように、行政訴訟の対象になります。処分を違法な処分、これは実体法に

違背しておるということが明白であり、また場合に行政訴訟の対象になるのでございまして、そうでない違法にはならないけれども、自由裁量行為の範囲内において、具体的に妥当でないというふうな行為を主として不当という言葉で呼んでいるのではないかと申すのでございまして、行政法上の概念としての不当行為と、刑法上の概念としての不正行為という点は、全然交わりな

いという点ではございせんが、ある部分では交錯しておるところがあるかと思ひますが、考え方としては角度が違つた考え方でありまして、

○小林英三君　ちよつと関連しまして……今の大川委員の御質問によります不正行為と不当行為、これは今御答弁が、われわれしるうとが聞きますと非常に抽象的でよくわからないのですが、望むらくは例をあげて、こういう場合は不正行為である、こういう場合は不当行為であるということを御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(竹内壽平君)　先ほど申しました予定価格を内示するという行為でございまして、これは不正行為、予定価格というものは、入札をしてしまつて封筒に入れて、皆のいる前に伏せておく。そして入札の終わったところで初めて封を切る。そして入札の結果と予定価格とを示すことによつて公正に取引価格を定める制度でござい

ます。そういうものを、事前に官庁で予定いたしておきます価格を業者の一部の者に見せるというふうなことをしまつことは、会計担当者の職務上与えられてゐる義務、命ぜられております義務に違背する行為で、不正行為というふうに考えるのでござい

ます。それから不当行為と申します場合は、たとえばある補助金を交付するといふような場合は、条件いかにによりましてはいろいろな与え方があると思ひます。先願者に先に許可するとかいうこともありましようし、あるいは先願者でありましようし、あるいは条件に適合者でなければやれないといふこともありましようし、いろいろなところから受給者をきめるということになろうと思ひます。そういうふうな受給の資格のある者が数人ありまして、甲、乙、丙、丁、そのいづれを選ぶかは自由裁量行為とされておるような場合には、初め

は甲に交付するつもりで予定しておつたものを、乙あるいは丙に変更する、その行為自体は不正行為ではないのでございまして、また、別の観点から見ると、やはりそういうものにもおのずから一定の条理があるわけで、もしそういう条理に違背し、違背という言葉を適當でないかもしれませんが、まあ甲にやるのが相当であるといふ一般的に思われるのに、乙にやつたといふふうな決定が出た場合は、行政行為として

は、あの措置は不当ではなかつたかといふ批判がこれは生まれてくるかと思ひますが、刑法の観点からいいますと、自由裁量行為でございまして、甲にやるやつを乙に変更したからといって、それをもつて直ちに不正行為だといふふうに断ずるわけにはいかな

いのでござい

て、不正行為になりますか。

○政府委員(竹内壽平君)　その場合も、情を通じて乙に変更をいたしましたし、乙に変更をすることが、法律ないしその法律を背景としたいわけの公務員の職務に違反しない限りは、それは自由裁量行為でございまして、自由裁量行為としては不当呼ばわりをされる場合があつたといひましても、その行為自体は不正行為とは見られま

せん。

○小林英三君　ただ、その場合に、何か、うしろからまいないでももらつてやつた場合には、不正行為になりますか。

○政府委員(竹内壽平君)　そのまゝいをもつておりましても、あつせん形式が不正行為でないといふふうに見られます場合には、いろいろをもらつたがゆえに不当行為が不正行為になるというものではないのであります。

○大川光三君　次に、報酬としてのわいりという点について一点伺ひたいと思ひます。本来わいりといふものの本質から申しますと、あえて「報酬トシテ」といふ説明をつけなくても、ただ「斡旋ヲ為スコト」または、「為シテ賄賂ヲ收受シ」と、こう「賄賂」といふ言葉は全部取つてしまつて、した方がすっきりするのだと、かように考えられますが、本法案が特に「報酬トシテ」と入れられたその理由を伺ひたい

い。

○政府委員(竹内壽平君)　仰せの通り「報酬トシテ」という文字は「賄賂」といふことをその次に書いております関係上、いわばダブつた概念であるといふふうにも見られると思ひるのでござい

ます。私どもも、その点は、立案に

当りまして検討を加えたのでござい

ますが、本来、このあつせんによる不法

利益の取得という行為は、通常わいり

○大川光三君　そうすると、この二件は、最高裁までいったもので、あるいは下級裁判所で確定したという事件は

て、第三者供賄罪としては検挙の件数は少いけれども、やはりそれはそれなり威力を発揮しておるといふ見方も

いう実務家の方々の意見を徴しますると、まあ第三者に供賄するというような形は、ある意味において公けにされ

国立国会図書館が今がっちりした骨組みを組み上げましたが、私はこの法律はちよūdそれだと思ひます。やはり

し、今度の段階においてはまあ見送っておこう、こういう結論になったのでございますが、それに至りまする経過

る行為、こういうふうにいっております。そういう迫る迫り方の中に、暗に「害ヲ加フ可キコト」が考え方として内在しているとは思いますが、そういうのはつきりと表面に出ておりますのだから脅迫でありまし、そこに至らないのが強談あるいは威迫であります。

○一松定吉君　害を加えますと口に言うて強談威迫したときは脅迫か。害を加えますということを言わないで強談威迫したときは強談威迫であつて、脅迫罪にならぬのか。口で言うのと、心で思ふたことと違うだけで、ほんところは刑法でいえば口に出そうが出すまいが、腹の底で害を加うべき考え方もつてやれば、害を加えてやるぞということを口に出さぬでやつても害を加える意思がある。表に出したときには脅迫になり、表に出さぬときには強談威迫になるということで、脅迫にならぬということになるようだが、そこはどうかと聞くのです。

○政府委員（竹内壽平君）　これはやはり外部に行為として出た形をとらえるのでございますから、たとえば、お礼参りの例で申しますと、おかげさまでという言葉を言つたとします。おかげさまでという言葉は今言つた「害ヲ加フ可キコト」も何もその表面には出ておらないのでございますが、そのおかげさまでという言葉を、そういう意味のお礼を言われた。今度は被害者の方にとつてみますとおそろしいという感じを持つこと、あるいは困つたという当惑の感じを持つこと、そういう点はひとしく保護してやらなければならぬのでございますが、とくかく刑法では、外部に現われた行為そのものをとらえて、その程度が強い「害ヲ加フ可

「キコト」もしこれに底じなければ、い
つ傷害あるいは暴行を受けるような結
果が発生せぬとも限らぬぞということ
がわかるような形において行為に現わ
れた場合に、これを脅迫というのでご
ざいますし、どこを押してもそういう
ところまでは、内心の意図があるとし
ても、その内心の意図を口に出すだけ
のまだ強さにはいってはいないというの
が強談ということになると思うのでご
ざいます。

○一松定吉君 問題は、口で、この刑
法の条文に具体的に書いてあるように
「害ヲ加フ可キコトヲ以テ」人を脅迫す
る。こっちは「害ヲ加フ可キコトヲ以
テ」とこっちは言わない。ただ、腹の
底では、おれの言うことを聞かなけれ
ば一つひどい目にあわせるぞという考
えをもって強談威迫をやる、そこが、
その区別がなかなかむずかしいのだ
ね。それで今まで伺っているのだが、
これは面会を強要することは、強請す
ることは、これは今までの脅迫罪の中
に強請罪なんかまだないが、強談威迫
ということとはこれは一つの脅迫にな
るかね。「害ヲ加フ可キコトヲ以テ」と
いうことが加われば脅迫になる。加わ
らなければ脅迫にならぬというような
区別があるようにこれが解釈されるの
か。将来これは解釈するときに疑問が
起るわけなんです。それを聞くのだ
が、これはむしろ私は強談威迫という
ことがもうこの脅迫罪の二百二十二条
以下のうちに含まれているのじゃない
のかね、ほんとうは。御承知の通り、
具体的に生命、身体、自由、名譽、財
産、しかも本人と親族とに分けてこれ
が規定されておるのだが、こちらに
は、今度のこの百五条ノ二の改正案に

は、生命、身体、自由、名譽、財産と
いうものがなくて、強談威迫という文
字を使っておるだけだね。これはやっ
ぱり生命とか、あるいは身体とか、自
由とか、名譽とか、財産とかいうこと
にやはりひっつかかるのでしよう。強談
威迫というものは、ただどうもお前の
からだに傷をつけてやるぞとか、お前
の財産をどうしてやるぞとか、ひった
くってやるぞとか、火をつけてやるぞ
とか、お前の自由を拘束するぞとか何と
か言かなければ強談威迫であるけれど
も、言えは脅迫になるということにな
る。こういうことになってくると区別
がわからぬことになるのだね。だから
むしろこれは強談威迫ということとはや
はり一種の脅迫である。刑法では、

「害ヲ加フ可キコトヲ以テ」と、こ
ういう前提があるのだから脅迫になる
が、これは「害ヲ加フ可キコトヲ以
テ」という冠詞がないのだ。それと名
譽、自由、財産、生命というものがな
いのだ。そうしてみると、すべての生
命、身体、名譽、財産というものはみ
な含まれた強談威迫ということも言え
るわけだ。そこがどうも私はおかしい
のですね。政府委員の説明のうちに、つ
まり脅迫、暴行等の程度に達しない威
迫行為においては適切な処罰規定がな
い。ゆえにこれをもつて出すのだが、
しかしながら、証人なり何なりに対す
るお礼参りの行為に對し、それが暴行、
脅迫等の罪に當るものについては現
行法で処罰することができると、こ
この説明書にありますね。これも「害
ヲ加フ可キコトヲ以テ」ということを
言うか言わぬかだけでもって同じこと
ではないですか。その点が明確でな
いのですから、法を適用する上において

必ず疑問が起りますね。今あなたの
おっしゃるのには、ごく軽微なこと
であれば強談威迫になるが、それに「害
ヲ加フ可キコト」というプラスがあれ
ば刑法の脅迫罪になるというこ
とになってくると、これを活用するときに
非常に問題が起りやしませんかね、ど
うですか。

○政府委員(竹内壽平君) この脅迫と
いうのを中心にして考えますと、御承
知の二百三十六条の強盜罪でございま
すが、これはやっぱり脅迫して強取し
た。「強取」という強の字がついてお
りますが、ここにいう脅迫は、犯行を
抑圧する程度の高い脅迫なんぞでござ
います。ところが、脅迫罪の脅迫は、
犯行を抑圧するといふほどの強いもの
ではない。しかしながら、害を加うべ
く、もし底じなければどんな危害を加
えられるかもしれないというこ
とを相手に感じさせるに足るだけの客観的な
事情がございますれば、犯行を抑圧す
るに至らなくても脅迫罪が成立
する。こうなるわけでありまして、それ
よりもさらにまた程度の低い、犯行を
抑圧するといふことにはもちろんなり
ませんし、また、害を加えられるかも
しれぬといふその程度の危の念を抱
くには至らないけれども、何となくい
やらしい、うつとうしいと、こういう
ところの行為、これをまあ強談威迫と
いうようなことで表わしておるのでご
ざいます。これは即席的に考え出し
た概念ではございまして、強談威迫
という概念につきましても、かつて、
廢止になりましたが、警察犯処罰令の
第一条に「故ナク面会ヲ強請シ又ハ強
談威迫ノ行為ヲ為シタル者」という規
定がありまして、もうすでに警察犯処

罰令の解釈としても、面会強請、ある
いは強談威迫といふことは、一般的に
脅迫の程度に至らない脅迫と申しま
す。か、そういう概念として理解され
ておったのでございまして、現行法に
おきまして、「暴力行為等処罰ニ関
スル法律」の第二条第二項には、「常
習シテ故ナク面会ヲ強請シ又ハ強談
威迫ノ行為ヲ為シタル者」というふう
に、現行法においてもそういう規定が
ございます。さらに改正刑法草案の四
百一条を見ますと、「面会ヲ強請シ又
ハ強談威迫ノ行為ヲ為シタル者」とい
うふうな規定が設けられておりまし
て、この面会強請、強談威迫というの
は、脅迫に至らないもう少し程度の輕
い脅迫的な行為といふことで一般に理
解されておる概念でございまして、必
ずしも明確な欠くといふふうには言
い切れないと思つてございます。

○一松定吉君 そうすると、今局長の
お話のようになるとこの刑法の二百三
十六条にこれを当てはめてみるが、二
百三十六條の「暴行又ハ脅迫ヲ以テ他
人ノ財物ヲ強取シタル者」というの
を、言葉をかえて、強談威迫をもつて
他人の財物を強取したる者といふとき
はどうなる。——強盜になりますか。
なるでしよう。

○政府委員(竹内壽平君) 強盜にはな
らないと思つています。

○一松定吉君 強取といふことは、暴
力をもつて財物を奪い取る意味でござ
います。

○政府委員(竹内壽平君) そういう意
味でございまして、前段の「暴行又ハ
脅迫ヲ以テ」という脅迫に当たらないの
でございまして、二百三十六條の強
盜というのは犯行を抑圧する程度の脅

迫行為がなければいけません。こ
ういふふうな判例も解釈が一定して
おります。従いまして、脅迫にも至らぬ程度のい
やがらせを言つた程度では、いまだ
もって強盜で論ずるわけにはいきな
いと思つて、御承知のいわれる説教
強盜といふのがございまして、これは
その危害を加うべきことを言わな
い、犬を飼つておきなさいといふよう
なことを言つたのを言つて、やはりこ
れは強盜だといふ判決がございま
す。

従いまして、その表面に出てきた言葉
だけでは言えませんが、そのさうい
う言葉を出す前提として、夜半人の寝
てゐるところへ入りまして、さうい
う環境のもとにおいて、犬をお飼いに
なつた方がよろしいでしよう、やわ
らかい言葉でかりに言つたとしても、
その言葉は明らかに犯行を抑圧するに
足る威力を持つてゐるでございま
して、そういう場合にはやはりもちろ
んここの脅迫に當るわけでございます。
さういふうちに、まあ具体的に申し
ますと、いろいろ言ひ方はあるかと思
ひますが、要するに、こゝで考へてお
りますのは、暴行脅迫になりますれば、
暴行脅迫罪で処罰できるのでございま
すが、行為に現われたお礼参りの形を
とりまして、ほんとうにお礼参りなん
で、お礼に行つたわけなんです、何も暴
行脅迫に行つたわけでもない、お礼に
行つたのだけれども、前に自分が告訴
をしたためにお礼を言われた、あるい
は自分のところへ来て何らかの犯罪が
あつたために今取調べを受けていて
ございまして、さういふことでお礼を
言われるわけ、さういふことからお礼
を言はれたといふは、白昼人のい
る前で言はれたといふは、さういふ
心理的に及ぼす影響は脅迫を受けた

というまでには至らないけれども、いやがらせを言われた、こういうふうになって、まあ脅迫暴行に至らぬ程度のいやがらせ行為でありましてもおおむね罰しよう、こういう考えでございます。

○一松定吉君 害を加うべきことをもって人を脅迫するのだね、脅迫罪は。それで二百三十六条は「暴行又ハ脅迫ヲ以テ」とあって、もちろんこの脅迫というところには「害ヲ加フ可キコトヲ以テ」という文字は使っていないね。前の脅迫罪にはどこもみな頭に「害ヲ加フ可キコトヲ以テ人を脅迫」とある。そうすると、害を加うべきことをもたずして脅迫した場合が想像されるのだね。脅迫のうちには害を加うべきことをもって脅迫する場合と、害を加うべきことをもたずして脅迫する場合がある。こう解釈を私はできると思う。そうせぬと、この強盗の二百三十六条のときには暴行または害を加うべきことをもって脅迫をもつて、こういう意味にこれはなるね。それならば私の考えではこの二百三十六条の暴行または強盗威迫の威迫をもつて他人の財物を強取したというときには私は強盗に当ると思うのです、強取という。人の意思に脅迫を加えて、意思を圧迫してそうしてしかも他人の持つておる財物を暴力によつて奪取するといふ意味だから強盗だと、どうも私はこの強盗威迫というものは「害ヲ加フ可キコトヲ以テ」ということが加味されぬのだ、脅迫というときには強盗威迫の上に「害ヲ加フ可キコトヲ以テ」ということがプラスになるのだといううような解釈ならわかるのだね、そうすると、強盗威迫に「害ヲ加フ可キコトヲ以テ」すれば脅迫になるのだ、

ところが、「害ヲ加フ可キコトヲ以テ」しないでやつた時分には、ごく簡単ないわゆる強盗威迫だけであるが、この強盗威迫に「害ヲ加フ可キコトヲ以テ」ということが加わったときには脅迫になるのだ、だから脅迫と強盗威迫というのには「害ヲ加フ可キコトヲ以テ」するかせぬかというのをプラスに入れるか入れぬかで違ふので、これは非常に意思を束縛する上において輕易なものであると、こう解釈すれば解釈できるのだが、そこはどうなんですか。

○政府委員(竹内壽平君) ただいま一松先生のおっしゃるような解釈をしていただいても一向支障はないと思ひますが、ただ、しいて自分の要求に応ずべきことを迫るのでございますので、「害ヲ加フ可キコト」ということはまあ背後に隠れておるのでございます。従つて、それを表向きにむき出しに出さなくていいという——出さない程度のものであるというふうには私はお答えを申し上げたのでございますが、そういう点がはずれておる部分、そういう意味において輕いんだというふうには御理解をいただいても解釈上は支障はないと思ひます。

○一松定吉君 これは私と局長と議論しても仕方ありませんから、この程度にしておきます。

○大川光三君 ちょっと私はこういうふうには解釈しておるんです、二百二十二条に「生命、身体、自由、名誉又ハ財産ニ対シ害ヲ加フ可キコトヲ以テ人ヲ脅迫シタル者」ということで一応脅迫とは何ぞやということをここで定義してしまつて、それで定義された脅迫という言葉を強盗罪の方へ、「暴行又ハ脅迫ヲ以テ」というふうには定義された脅迫という言葉を強盗罪に持つてきた、こう解釈するんですが、こういう解釈はいがででしょうか。

○政府委員(竹内壽平君) それは大川先生のおっしゃる通りでございます。

○委員長(青山正一君) 本日の審査はこの程度にとどめます。次会は、明日、午後一時、刑法関係三案について開会いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後二時四十四分散会